

【不祥事根絶に向けた本校の決意】(行動基準)

「チーム大朝中で、生徒の力を伸ばします」

不祥事根絶のための行動計画

使命：私たちは、子どもたちを守り、育てます。 公正：私たちは、不祥事を許しません。
 遵法：私たちは、法令を遵守します。 公開：私たちは、地域に開かれた学校にします。

区分	本校の課題	行動目標	取組内容	点検方法・時期
教職員の規範意識の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○「自分のこととして考える」こと ○「些細なことも見逃さない感覚を養う」こと ○自己の経験にたより過ぎると思わぬことを引き起こすことへの理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○服務研修の内容、研修方法等を見直し、職員の主体性の向上を図る ○些細なことを見逃さない感覚を養う研修と指導を展開する ○資料等の根拠を明確にした丁寧な対応を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○不祥事防止委員会を中心に、研修内容と方法を検討する ○不祥事の事案が発生した際にすぐに、職員へ周知し指導を行う(記者発表等活用) ○些細な変化・異変等を見逃さない集団づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ○服務研修後、チェックリスト、アンケートの実施 ○事案等が発生した際の職員朝会等での指導
学校組織としての不祥事防止体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ○チーム大朝中の確立 ○組織的に不祥事を根絶していくことの理解 	<ul style="list-style-type: none"> ○組織的な生徒指導をめざす ○不祥事防止委員会の活動を明確にし、他の職員にも周知させ、実動を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的に分掌・学年会を開催する ○不祥事防止委員会の情報交換の充実、年間行動計画に沿った動きをする ○「教職員による不祥事の根絶」増補版を活用した事例研修やグループ研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○企画等で確認 ○不祥事防止委員会で情報収集し状況の把握。それに伴った活動の展開 ○年に6回の研修を目標
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員のメンタルヘルスに係わる状況把握をすること ○体罰・セクハラ相談窓口の周知のさらなる徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な支援期間を設定して、教職員個々の精神的安定を図る ○生徒、保護者への周知徹底を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーとの連携を充実させる ○体罰・セクハラ相談窓口の周知を通信、学級懇談会、HP等、機会を捉え伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ○不祥事防止年間計画の中に状況把握、面談等の重点実施月を設定する ○各学期の体罰・セクハラアンケート実施の際、相談窓口の周知を図る

令和8年度 不祥事防止推進計画

1 目的

不祥事根絶を全職員の決意とし、自分のありようを常に振り返る。

(1) 学校教育の法令・規則に則った適正な勤務を図り、生徒・保護者・地域の信頼を得る。

「求められる教職員像」の周知徹底

- ①常に危機をもち未然防止のための予防管理に努める。
- ②定期的に取り組む期間を設け、期間中に重点的に取り組む。
- ③日常的に教職員の危機管理意識の徹底と高揚を図る。
- ④情報発信を行い、注意喚起を促す。
- ⑤教職員間のコミュニケーションの向上を図る。

(2) 日常的な取組

- ①定期的に不祥事防止委員会を開催
- ②教職員の不祥事に関わる報道があった場合は、新聞記事を配布するとともに、職員朝会等で研修を行い、注意を喚起する。
- ③関係法令等（服務規律、法令法規）
- ④「不祥事防止チェックシート」を活用して自己点検を行い、危機管理意識を見直し、継続させる。また、その結果を管理職・生徒指導主事が点検し、必要な助言・指導を行う。

2 不祥事防止委員会

- (1) 「不祥事防止委員会」は、法令・規則に則った学校運営を図るための取組みを推進する。
- (2) 「不祥事防止委員会」は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、研究主任、事務主任で構成し、月1回の開催を原則とする。
- (3) 当委員会では職員間、管理職と職員間の情報共有と連携を密にし、風通しの良い職場環境作りをめざし、未然防止に努める。コミュニケーションの向上を図る。
- (4) 当委員会では校内の実態やタイムリーなテーマに基づき、計画的に職員研修を実施する。

3 広島県教育委員会作成資料（教職員による不祥事根絶、増補版等）の活用

- (1) 広島県教育委員会懲戒処分の指針
- (2) 適切な時期に適切な題材で研修
- (3) 自分のこととして考え、自己の行動を改める
- (4) 誰しもが不祥事を起こしうることを認識

令和8年度 不祥事防止に関する校内研修計画

<研修日程計画>

	月 日 (曜)	内容・項目 (活用資料)	担当
1	4月3日 (金)	○服務について (わいせつ・セクハラ)	教頭
2	5月27日 (水)	○成績処理・個人情報管理	2 学年会
3	8月5日 (水)	○交通安全・飲酒運転	3 学年会
4	9月30日 (水)	○事務処理、会計管理	事務職
5	11月11日 (水)	○体罰防止	1 学年会
6	2月24日 (水)	○パワハラ、1年間のまとめ	校長

内容 (全6回) 研修時間 20～30分

- パワハラ
- 成績処理、個人情報管理
- 交通安全・飲酒運転
- 体罰防止
- 事務処理、会計管理
- わいせつ・セクハラ

研修の流れの例

- ①事例を通して、その背景をグループで考える。
- ②そのような事例にならないために必要なことをグループで考える。
- ③全体で発表し、最後にグループごとでシェアリングする。
- ④振り返りや自己チェックシートの記入

教職員アンケートを年1回実施 (最終)

質問項目「服務研修を通して、不祥事防止に対する意識が高まった。」